

▶ 支援内容

- ・地元新規雇用者1人につき30万円(3年に分け、3分の1ずつ)の奨励金を交付(3,000万円を限度)
- ・用地取得費の10%の奨励金を交付(5,000万円限度)

中小企業向け制度融資

▶ 地方産業育成資金

- 対象 市内に住所、または事業所がある人で、現に事業を営んでいる中小企業者(個人・法人)
- 限度額 1,000万円(限度額以内なら1金融機関2口まで可能)
- 利率 年1.70~2.20%
- 期間 ・運転資金…5年以内(据置6か月以内含む)
・設備資金…7年以内(据置6か月以内含む)
- 担保・保証人 取扱金融機関の定めによる

▶ 信用保証の補給

- 県、または市の指定の制度融資利用者を対象に新潟県信用保証協会による信用保証料に一部を市が補給します。

小規模事業者経営改善資金貸付利子補給

(株)日本政策金融公庫が行う国民生活事業経営改善資金の借入者に対して、利子の一部を補給します。

- 対象 市内で事業を営む人で、従業員数が20人以下の事業所(商業サービス業5人以下)
- 補給率 年利1%を超える部分のうちの0.85%以内
- 期間 借入れから3年間
- 申込み 市内商工会

中小企業向け研修受講料補助制度

市内に事業所がある中小企業に対して、中小企業大学校などが実施する研修の受講料の2分の1を補助します。(1年ごとに、1事業所3人以内)

南魚沼市WEB企業ガイド

新規卒者、U・Iターンなど南魚沼市での就職希望者向けに、市内企業情報を市ウェブサイトで紹介しています。

創業支援セミナー

創業を希望している人、創業や事業承継後問もない人を対象に、経営、財務、人材育成、販路開拓などを学ぶ無料セミナーを開催しています。

創業支援補助金

市内で新たに創業する人に対して、その創業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付します。申請には創業支援セミナー受講など条件があります。

- 補助額 審査により決定(最大115万円)

南魚沼マッチボックス(南魚沼市公式サイト)

1日単位・短時間から柔軟にはたらける市内単発バイトの求人情報を掲載しています。



事業承継プログラム relay the local 南魚沼市

市内事業者の第三者への事業承継を支援するため、オープンネーム事業承継希望者を掲載しています。



南魚沼市チャレンジ支援事業補助金

地域産業に携わる個人法人に対し、新たな事業への調査研究等に必要な経費を補助します。

- 補助額 審査により決定(限度額100万円)

認定農業者制度

問 農林課 農業振興係 TEL.773-6663

自ら経営改善に取り組む意欲のある農業者が、農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標に「農業経営改善計画」を作成し、それを市が認定します。その計画達成に向けて県、市、農協などの関係機関から支援や優遇を受けることができます。

地産地消・食育

「地産地消」とは、地元で生産されたものを地元で消費することで、地元経済の活性化、安心・安全な生産物へのニーズの向上、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されています。市では、道の駅や市内各地の農産物直売所での販売や、学校給食などに使用することで「地産地消」を進めています。

▶ 土地・建物・都市計画

農業振興地域制度

問 農林課 農業振興係 TEL.773-6663

市内は、都市計画用途地域などを除くほぼ全域が、農業振興地域に指定されています。その中で、農地として利用すべき地域を「農用地区域」に指定しています。農用地区域内の土地は、農業上の利用を確保するため、原則として農業以外の利用はできません。

やむを得ず他の目的(住宅・駐車場・資材置場・店舗など)に利用する場合は、あらかじめ、その土地を農用地区域から除外する必要があります。

農地を耕作目的で権利移転するには

問 農業委員会事務局 農地係 TEL.773-6664

農地の所有権移転(売買・贈与・交換)や貸借をするには、農業委員会の許可が必要です。許可を受けないで行った権利の移動は、効力が生じません。



農地を農地以外の目的で使用するには(農地転用)

農地に住宅や農作業所などを建てる、農地を駐車場や資材置場として使用するなど、農地を耕作以外の目的で使用する場合は、事前に農地転用の許可が必要です。許可を受けずに無断で農地転用した場合や、転用許可の事業計画以外に転用した場合は、原状回復命令や罰金などの罰則が適用される場合があります。

農地転用の許可は、農地の一部を使用する場合や、一時的に使用する場合にも必要です。

都市計画

問 都市計画課 都市計画係 TEL.773-6662

●都市計画区域

市では、人が住める場所はすべて、都市計画区域(非線引き)として指定しています。

●用途地域など

10種類の用途地域を指定し、土地利用の誘導を図っています。用途地域の種類に応じ、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ、日影などに対して制限があります。準防火地域や地区計画などに指定されている地区内は、別途制限があります。

●都市計画施設

円滑な都市活動を支え、生活する人の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するための施設(重要な道路や公園など)を都市計画施設として指定しています。都市計画施設の計画区域内では、許可を受けなければ建築物などを建築することはできません。

都市計画総括図・地形図の販売

都市計画総括図(1/10,000)や地形図(1/2,500、1/10,000、1/25,000、1/50,000)を販売しています。

建築確認申請

建築物の建築(新築、増築、改築、移転)などを行う場合は、事前に県の建築主事または、民間の指定確認検査機関から建築確認を受ける必要があります。

建築確認申請の審査と確認は、市を経由して県の建築主事が行います。

●問合せ先

新潟県南魚沼地域振興局 地域整備部 建築課
TEL.772-3958

建築確認申請の注意点

- ・農地で建築物の建築などを行う場合は、事前に農地転用許可が必要です。詳しくは、農業委員会事務局にお問い合わせください。
- ・自然落雪式屋根における隣接地の落雪影響については、建築確認申請では審査しません。屋根雪の落雪は、原則として建築主の自己敷地内で処理すべきものであり、隣接地への落雪に関する問題については、民法に基づき、当事者同士で解決・防止してください。

開発行為・立地適正化計画

- ・建築物などを建築する目的で、3,000㎡以上の土地の区画形質を変更する場合は、事前に市の許可が必要です。
- ・宅地分譲や建売分譲、賃貸住宅を建築する目的で、1,000㎡以上の土地の区画形質を変更する場合は、事前に市との協議が必要です。
- ・市では、立地適正化計画を策定しており、都市機能誘導区域外で誘導施設を整備する開発行為や建築行為を行う場合、または居住誘導区域外で一定規模以上の住宅を整備する開発行為や建築行為を行う場合は、事前に市に届出が必要です。

土地売買の届出

- ・5,000㎡以上の土地売買の契約を行った場合は、契約日を含めて14日以内に、市を経由して県に届出が必要です。
- ・一定面積以上(都市計画区域内:10,000㎡以上、都市計画施設の計画区域内:100㎡以上)の土地売買の契約を行う場合は、契約日の21日前までに、市に届出が必要です。

空き家バンク制度

問 U&Iときめき課 ふるさと創り班 TEL.773-6659

空き家の所有者から登録いただいた空き家の情報を市ウェブサイトで公開し、購入・賃借希望者とマッチングします。



克雪すまいづくり支援

問 都市計画課 施設班 TEL.773-6662

| | |
|-------|--|
| 条件 | ・市内に住んでいる人、または住むことが確定している人が、市内に克雪住宅を新築、増改築、改良、購入する場合 ・地下水採取規制重点区域内に克雪化した事業所などを新築、増改築、改良する場合 |
| 対象工事費 | 克雪化(屋根融雪施設などの設置)にかかる費用 |

※落雪式、落雪高床式、地下水を利用した融雪式のものは対象外
工事着工前に申請が必要。事前にご相談ください

屋根雪除雪安全対策支援

| | |
|-------|---|
| 条件 | 市内に住んでいる人、または住むことが確定している人が、市内の住宅・併用住宅・その附属建物に屋根雪除雪時の転落防止のための工事を行う場合 |
| 対象工事費 | 屋根雪除雪時の転落防止対策工事(命綱固定アンカーや転落防止柵などの設置)にかかる費用 |

※工事着工前に申請が必要。事前にご相談ください



「みんな住マイル」改修補助金

| | |
|-------|--|
| 条件 | 市内に住民登録のある人で、自らが居住する住宅をリフォームする場合(市内業者が行う工事に限る) |
| 対象工事費 | 住宅のリフォーム費用(製品代や外構に関する費用は除く) |

※工事着工前に申請が必要。募集は市報などでお知らせします

中古住宅リフォーム補助金

| | |
|-------|---|
| 条件 | 市内に住民登録のある人で、自らが居住するための市内中古住宅を取得(購入・相続・贈与)し、リフォームする場合(市内業者が行う工事に限る) |
| 対象工事費 | 住宅のリフォーム費用(一部の製品代や外構に関する費用は除く) |

※工事着工前に申請が必要。事前にご相談ください

木造住宅耐震診断支援

| | |
|------|---|
| 条件 | 市内にある昭和56年5月31日以前に建築に着手した一戸建の個人所有の住宅で、申請者の居住用として使用する建物を耐震診断する場合 |
| 対象費用 | 市に登録のある診断士による現地調査、耐震診断と診断報告書の作成(補強アドバイスあり) |

※診断前に申請が必要。事前にご相談ください

木造住宅耐震改修支援

| | |
|-------|---|
| 条件 | 市で実施する耐震診断支援を受けた結果、評点が1.0未満で、倒壊する可能性があるとして診断された住宅を、評点が1.0以上になるように改修する場合 |
| 対象工事費 | 耐震改修にかかる費用 |

※工事着工前に申請が必要。事前にご相談ください

木造住宅除却支援

| | |
|-------|--|
| 条件 | 市で実施する耐震診断の結果、評点が1.0未満もしくは、簡易耐震診断の結果、評点が7点以下の住宅の除却工事を実施し、建替え又は耐震性のある住宅に住み替えを行う場合 |
| 対象工事費 | 除却工事にかかる費用 |

※工事着工前に申請が必要。事前にご相談ください

道路・雪対策

市道の管理

問 建設課 維持管理班 TEL.773-6674

道路に穴があいていたり、路肩が崩れているなど、交通に支障があるときは、建設課にご連絡ください。

国道・県道は、下記の間合せ先に連絡してください。

| | | |
|------|-------------------------------------|--|
| 問合せ先 | 市道 | 建設課維持管理班 TEL.773-6674 |
| | 県道、 国道291号、 国道253号、 国道353号 | 南魚沼地域振興局 地域整備部維持管理課 TEL.772-2249 |
| | 国道17号 | 国土交通省長岡国道事務所 小出維持出張所 TEL.025-792-0839 国土交通省長岡国道事務所 湯沢維持出張所TEL.784-1177 |

道路の除雪作業にご協力ください

冬期の生活を確保する上で道路除雪作業は必要不可欠です。

除雪車は原則として、10cm(歩道は15cm)以上の積雪があり、その後も連続した降雪が予想される場合に出勤します。作業は朝は7時30分、夕方は17時30分までに終了するよう努め、通勤・通学などに支障のないよう実施します。

夜間の除雪は、特別な場合を除いて行いません。

▶ 機械除雪についてのお願い

1. 除雪路線に、自動車などを駐車しないでください。全路線駐車禁止です。
2. 除雪作業による乗入れ口などへの残雪処理は、各自でお願いします。
3. 屋根雪は、道路に落とさないでください。やむを得ない場合は、交通に支障がないよう各自で片付けてください。

▶ 消雪パイプについてのお願い

1. 第2融雪電力契約により、下記の時間送電が停止され、消雪パイプは停止します。
市道・県道・国道ともに、**14時から15時・16時から17時**の各1時間(若干の誤差があります)
2. ノズル散水量の調整(散水距離30cm程度)を行ってください。
3. 定期的にパイプ末端のドレーン(泥はき口)を開け、管内のつまりを解消してください。



く
ら
い